

国民年金保険料 未納のままでも 良いことはないよ

未納のままでも良いことがある訳ありません！
保険料の免除や納付猶予の手続きをすると、
次のようなメリットがあるんですって

国民年金保険料は20歳から60歳になるまで納めなければなりません
が、保険料を納めることが困難な場合に、
保険料を未納のままにしておくと、
老齢基礎年金や、障害基礎年金、遺族
基礎年金を受け取ることができない場
合があります。そのような状況を防ぐ
ため、保険料が免除（納付猶予）され
る制度があります。

7月から受付開始
平成29年度の
免除（納付猶予）申請



保険料を免除された期間は、
年金を受け取る際に年金額に
反映されるんだって



免除や納付猶予の承認を受け
た期間の保険料は、10年以
内であれば、さかのぼって納
付することができるそうです

保険料免除や納付猶予の場合のメリット

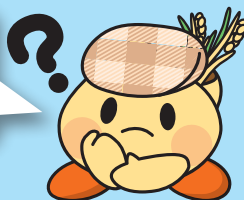
| 制度の区分 | 老齢基礎年金 | | 障害基礎年金 遺族基礎年金 |
|-------|----------|------------------------|------------------|
| | 資格期間への算入 | 年金額への反映 (平成21年4月以降) | 資格期間への算入 |
| 納付 | ○ | ○ | ○ |
| 保険料免除 | 全額免除 | 1/2が反映 | ○ |
| | 3/4免除 | 5/8が反映* | ○* |
| | 半額免除 | 3/4が反映* | ○* |
| | 1/4免除 | 7/8が反映* | ○* |
| 納付猶予 | ○ | × | ○ |
| 未納 | × | × | × |

※一部免除の承認を受けていても、納付をしないと未納扱いとなります。

手続きは？ 前年所得が一定額以下の場合や失業した場合が対象となります。

| 制度の区分 | 申請できる 年齢 | 前年所得の 審査対象者 | 免除の 期間 | 必要なもの | 申請場所 |
|-------|-------------|------------------|-------------|---|---|
| 保険料免除 | 全額免除 | 本人 配偶者 世帯主 | 7月～ 翌年6月 | <ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳や納付書など、基礎年金番号の分かるもの ●印鑑（本人が署名する場合は不要） ●失業を理由とする場合は、雇用保険被保険者離職票および雇用保険受給資格者証など（コピー可） ●免許証などの本人確認書類 | 市民サービス課年金係、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡の各サービスセンターまたは岩見沢年金事務所（9西3） |
| | 3/4免除 | | | | |
| | 半額免除 | | | | |
| | 1/4免除 | | | | |
| 納付猶予 | 50歳未満 | 本人、配偶者 | | | |

学生は、この制度を利用することができません
`学生納付特例制度`、がありますので、詳しくは
お問い合わせください



問合せ先

市民サービス課年金係 または
岩見沢年金事務所 ☎ 22局 5804